

NPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構
平成21年(2009年)度 秋期臨時理事会議事録

1. 日時：平成21年12月5日(土曜日)13:30～14:00
2. 場所：仙台厚生病院 熊谷・海老名ホール 会議室 宮城県仙台市青葉区広瀬町4番15号
3. 出席者数：社(会)員総数69人、理事総数66人のうち60人参加
理事総数67人中57人参加。そのうち、会議出席26人、書面表決31人

まず、当法人事務局鶴田恭央(理事)より、会議出席者26名、議決権行使書による表決者31名、計57名で、理事会の成立が宣言された。次いで、定款第34条に基づき、議長には細井董三理事長が指名された。また議事録署名人には安保智典理事、高橋理事が推挙され全会一致で承認された。引き続き細井董三議長が理事会の開会を宣言した。本議事録には、議事進行に沿って第1号議案から第6号議案までの審議内容と審議結果、および報告案件を順に記す。

第I部
審議案件

1 第1号議案：胃X線精度管理研究会学術集会 新参加費案

X線精度管理研究委員会および運営委員会からの提案として、八巻悟郎X線精度管理研究委員会副委員長が説明した。平成21年度は胃X線検診の撮影技術に関わる教育・研修ならびに指導・管理体制の整備に係る経費が増大し、残余財産が減少傾向にあることから、今後の経費安定を目的に同学術集会の参加費を一律1,000円増額する新しい参加費案(表1)を、第13回学術集会から適用したいとの提案があった。続いて審議に入り、出席理事26票、議決権行使書31票の賛成が得られ本案は可決された。なお、表2には現行の入会金と年会費を示す。

表1 胃X線精度管理研究会 学術集会 現行の参加費と新参加費案

現行の参加費		新しい参加費(案)	
胃X線精度管理研究会の学術集会参加費は、次に掲げる額とする。		胃X線精度管理研究会の学術集会参加費は、次に掲げる額とする。	
役員	1,000円	役員	2,000円
正会員	1,000円	正会員	2,000円
非会員	3,000円	非会員	4,000円

2 第2号議案：財務委員会の設置案

運営委員会からの提案として馬場保昌委員長が説明した。まず、当法人は理事長ならびに運営委員会の決裁をもとに、事務局が一括して財務管理を行ってきたこと、また本年度は基準撮影法指導講師・指導員の選出を目的とする講習会や検定試験のあり方を検討するための会議が頻回に開催され、円滑な経費の流れを構築する必要が生じたと説明した。

そのため、委員会の所管事業ごとの経費管理と連結決算を目的に計13の銀行口座を開設し、運営委員会と下部組織委員会および全国7支部に配付したことを報告した。預金口座(通帳)の取り扱い責任者を表3に示す。一方、当法人の経理業務を整備し財政基盤の安定化を図るには、事業の統括を主業務とする運営委員会とは別に、財務・経理を主業務とする部署を設置

し、各委員会・各支部の収支管理を行いながら、支出バランスを調整し管理する委員会機能が必要であることを説明し、財務委員会の設置案を提案した。

設置目的や所管業務を表4に示す。最後に運営委員会ならびに他の下部組織委員会*1と同じく、理事会で設置を認可する委員会として審議していただきたい旨が追加された。続いて審議に入り、出席理事26票、議決権行使書31票の賛成が得られ本案は可決された。

表2 現行の入会金と年会費

定款附則6			
この法人の入会金および会費は次に掲げる額とする。			
(1) 入会金	役員	(理事・監事)	3,000 円
	正会員	(個人・団体)	3,000 円
	賛助会員	(個人・団体)	10,000 円
(2) 年会費	役員	(理事・監事)	10,000 円
	正会員	(個人・団体)	2,000 円
	賛助会員	(個人・団体)	30,000 円

表3 預金口座名義と取り扱い責任者

口座名義	取り扱い責任者	
運営委員会	委員長	鶴田 恭央
広報・編集委員会副委員	副委員長	鶴田 恭央
胃X線精度管理研究委員会	副委員長	鶴田 恭央
教育・研修委員会	委員	小野寺礼子
X線検診精度管理・評価委員会	委員	富樫 聖子

口座名義	取り扱い責任者	
支部運営委員会	委員	出島 毅
北海道支部	技師代表	高橋 伸之
東北支部	技師代表	長谷川圭三
関東甲信越支部	技師代表	佐藤 清二
東海北陸支部	技師代表	西川 孝
近畿支部	技師代表	柏木 秀樹
中国四国支部	技師代表	藤 照正
九州支部	技師代表	石本 祐二

*1 広報・編集委員会、胃X線精度管理研究委員会、教育・研修委員会、X線検診精度管理・評価委員会、支部運営委員会の5委員会

表4 財務委員会の設置案

新規に設置する下部組織委員会	
委員会名称	財務委員会
設置目的	当法人の経理業務を整備し、財政基盤の安定化を図る。
所管業務	1) 法人運営の合理化、健全な運営のための財務資料作成および分析 2) 年度事業予算配分案の作成と収支予算書(案)の作成 3) 各事業の収支会計の統括と収支決算書の作成 4) 会計処理および税務に関する業務
設置委員	設置当初の委員長は、理事長が兼務する。なお、下部組織委員会の財務・会計担当者が設置当初の財務委員を兼務し、委員の互選で副委員長1名を選出する。

3 第3号議案：講習会・研修会の開催に関する規程案

教育・研修委員会および運営委員会からの提案として杉野吉則教育・研修委員会委員長が説明した。これまで各種の講習会や研修会を開催する場合、これまでは主に各下部組織委員会が個別に実施計画をたて、運営委員会で調整する形式であったと述べた。その際、開催面では1) 運営主体が不明確になりがちであったこと、2) 開催経費の申請先が不明確であったこと、などの問題点が挙げられていたこと、内容面では1) 講義の内容が、講師や場所によって異なり受講生が混乱を来しやすい、2) 段階(レベル)的な講義・講習が必要である、等の意見があったことを説明した。

また、本年度からは講習会・研修会の種類と内容が多様化するとともに納税の義務が生じることから、講習会・研修会の開催に関する規程を提案した経緯を説明した。また、現在は、本案を準用しながら講習会・研修会開催の申請・認可手続きを行っていることを追加説明した。続いて審議に入り、出席理事26票、議決権行使書31票の賛成が得られ本案は可決された。以下に、可決された講習会・研修会の開催に関する規程を記す。

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構講習会・研修会の開催に関する規程

■(規程の目的)

第1条. NPO日本消化器がん検診精度管理評価機構(以後、NPO精管構)が、講習会・研修会を開催する場合、ならびに講師派遣を依頼された場合の諸手続の基準を示すことで、事務処理を円滑に行うことを目的とする。

■(講習会・研修会・講師派遣の定義)

第2条. NPO精管構が関与する会議のうち、診断および技術向上を目的として開催される会議を講習会ないしは研修会と定義し、依頼を受けた場合の講師派遣と区別する。

2-1 受講者を指定または募り、講義ないしは意見交換をおこなう集会を講習会とする。

2-2 受講者を指定または募り、講義や意見交換に加え、診断や技術の実際を供覧する集会を研修会とする。

2-3 既存の他団体より依頼を受け、講義を行う場合を講師派遣とする。ただし、NPO 精管構が公表した事柄で講義の大部分が構築される場合とする。

■(開催形式)

第3条. 講習会・研修会の開催形式を単独開催、共同開催、後援の3つに区分する。

3-1 単独で講習会・研修会を企画開催し、主催者として責任の全部を負う場合を単独開催とする。

3-2 他団体などと共同で講習会・研修会を企画開催し、共同主催者として責任の一部を分担する場合を共同開催とする。労務、経費の負担割合により以下の2つに区分する。

- a) 労務、経費などの一部を負担する場合
- b) 労務のみ、経費のみを負担する場合

3-3 NPO 精管構が他団体の講習会・研修会ないしは集会の開催趣旨に賛同し、その開催を支援するものの労務、経費を負担しない場合を後援とする。

■ (規模)

第4条. 受講者の範囲により、講習会・研修会を以下の2つに区分する。

- a) 全国の受講者を対象とする場合
- b) 支部(地域)の受講者を対象とする場合

■ (受講対象者)

第5条. 講習会・研修会の受講対象者を6つに区分する。

- a) 受講者資格を問わない場合
- b) 医師および診療放射線技師を対象とする場合
- c) 医師を対象とする場合
- d) 放射線技師を対象とする場合
- e) 基準撮影法指導講師・指導員を対象とする場合
- f) 基準撮影法指導講師・指導員候補者を対象とする場合

■ (講習会・研修会の内容)

第6条. 講習会・研修会の内容を2つに区分する。

- a) 基本的な事柄の講習・研修
- b) 応用ないしは高度な事柄の講習・研修

■ (運営主体)

第7条. 講習会・研修会の運営主体は、開催形式、規模ならびに受講対象者から4つに区別する。

7-1 第4条a)に定める全国の受講者を対象とし、単独ないしは共同開催する場合の運営主体は、教育・研修委員会とする。ただし、胃X線精度管理研究会学術集会に付随する講習会は、胃X線精度管理研究委員会と教育・研修委員会の両委員会を運営主体とする。

7-2 第4条b)に定める支部(地域)の受講者を対象とし、単独ないしは共同開催する場合の運営主体は、各支部とする。

7-3 第5条e)に定める基準撮影法指導講師・指導員を対象とし、単独ないしは共同開催する場合の運営主体は、X線検診精度管理・評価委員会とする。

7-4 第5条f)に定める基準撮影法指導講師・指導員候補者を対象とし、単独ないしは共同開催する場合の運営主体は、支部運営委員会とする。

■ (開催の申請と認可)

第8条. 講習会・研修会を企画し開催する時は、運営主体の代表者が上位委員会と審議した上で開催申請書を調整し、運営委員会の承認を受ける。

8-1 講習会・研修会開催申請書には以下の内容を記し、開催日の1ヶ月前までに上位委員会に提出する。上位委員会は、内容を審議した上で運営委員会に提出する。

- a) 開催形式(第3条参照 共同開催の場合は、労務・経費の負担割合を記載)
- b) 開催日時
- c) 開催場所
- d) 開催規模(第4条参照)

- e) 対象(第5条参照)
- f) 内容の水準(第6条参照)
- g) 具体的な内容(プログラム)
- h) 開催費用見積
- i) 派遣される基準撮影法指導講師名(第4条b) 支部(地域) の受講者を対象とする場合のみ記載)

8-2 運営委員長は運営委員会において、講習会・研修会開催申請書の内容を審議し、その結果を運営主体の代表者に通知する。

■ (講師派遣の申請と認可)

第9条 会員が、他団体よりNPO 精管構に関する講義の依頼を受けた時には、会員本人が講師派遣依頼書を調整し、所属する支部ないしは委員会、小委員会、作業部会に提出する。提出をうけた部署は、上位委員会の承認を受ける。

9-1 講師派遣依頼書には以下の内容を記し、開催日の1ヶ月前までに上位委員会に提出する。

- a) 依頼団体名称と集会名称
- b) 日時
- c) 講習会・研修会の内容(第6条参照)
- d) 具体的な内容(演題名など)

9-2 上位委員会の委員長は、当該委員会において講師派遣依頼書の内容を審議し、その結果を講義の依頼を受けた本人に通知する。

4 第4号議案：胃がんX線検診従事者を対象とした検定方式のグランドデザイン案

運営委員会からの提案として馬場保昌委員長が説明した。

まず、定款3条に従い、精度の高く安定化した消化器がん検診の普及を実現し、ひいては死亡数の減少に寄与することを目的として、医師ならびに放射線技師個人に対する胃がんX線検診の資格検定試験を実施することを説明した。次に、現在はX線検診精度管理・評価委員会が医師・放射線技師に対する個人検定事業として企画を担当しているものの、本検定試験は全国規模の事業となるために、教育・研修委員会および支部運営委員会および各支部との緊密な連携が求められると述べた。

一方、多くの会員から本検定試験を実施するには、将来構想をある程度想定しながら準備を進めるべきであるとの意見があったことにも触れ、本グランドデザインを提案した経緯が説明された。また、本案は1)指導技師・指導施設の資格基準検討作業部会と画像精度指標の作成作業部会が作成した素案を、X線精度管理・評価委員会が起草し、運営委員会で審議されたものであること、2)本グランドデザインは、検定方式グランドデザイン2009と呼称し、毎春期理事会ごとに内容を修正する予定であることを追加説明した。

続いて審議に入り、出席理事26票、議決権行使書31票の賛成が得られ本案は可決された。

以下にその内容を記す。

検定方式グランドデザイン2009

4.1 検定試験の水準(レベル) と資格の特徴(図1)

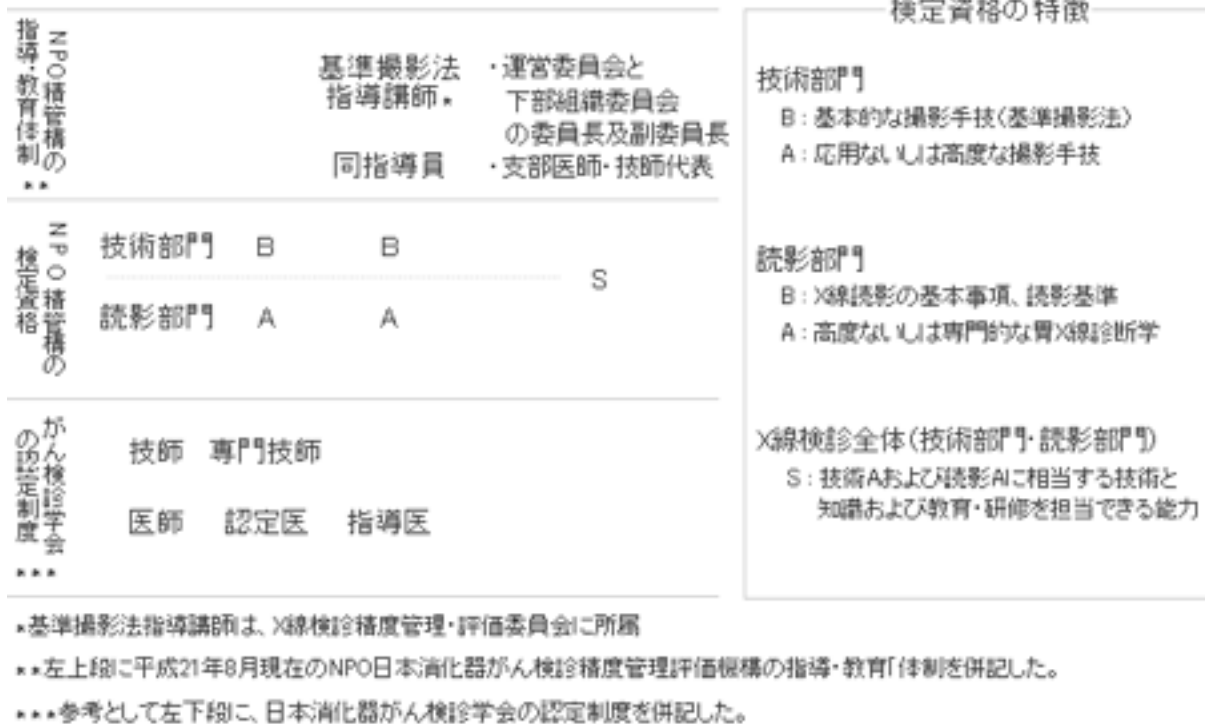


図1 検定試験の水準(レベル) と資格の特徴

4.2 検定試験の受験資格(表5)

表5 検定試験の受験資格

1) 基本的な受験資格	医師あるいは診療放射線技師あるいは診療エックス線技師
2) 各部門・水準の受験資格	以下の要件を満たす者
技術部門 B 検定	1) 基本的な受験資格を満たす者
技術部門 A 検定	過去5年以内に、技術部門B 検定と読影部門B 検定の両資格を取得している者
読影部門 B 検定	1) 基本的な受験資格を満たす者
読影部門 A 検定	過去5年以内に、読影部門B 検定と技術部門B 検定の両資格を取得している者
技術・読影部門 S 検定	(医師) 過去5年以内に、読影部門A 検定資格および技術部門B 検定資格以上を取得している者 (技師) 過去5年以内に、技術部門A 検定資格および読影部門B 検定資格以上を取得している者

4.3 検定試験の開始時期(表6)

表6 検定試験の開始時期

検定試験名称	実施予定時期
技術部門B 検定試験	平成23年8月ないしは9月 日曜日
読影部門B 検定試験	平成23年8月ないしは9月 日曜日
技術部門A 検定試験	平成24年8月ないしは9月 日曜日
読影部門A 検定試験	平成24年8月ないしは9月 日曜日
技術・読影部門S 検定試験	平成25年8月ないしは9月 日曜日

5 第5号議案：胃がんX線検診技術部門B 検定資格試験案

X線検診精度管理評価委員会および運営委員会からの提案として佐藤清二X線検診精度管理評価委員会副委員長が、当NPO法人は日本消化器がん検診学会との申し合わせに基づいて胃がんX線検診の撮影技術に関する検定試験を平成23年度より実施することをまず説明した。

次いで、X線検診精度管理・評価委員会は【胃がんX線検診 新しい基準撮影法】を精度管理の基盤とし、X線写真のフィルムディスカッションを行いながら撮影技術の評価に求められる画質および技術指標について検討を重ねてきたこと、さらに2回の技術部門検定方法検討会(6月東京、8月東京)を経て、運営委員会で審議された内容を胃がん検診X線検査技術部門B 検定資格試験案としてまとめたことを報告し、審議を依頼した。

また、本検定試験の実施に伴って必要となる平成21年度選出の基準撮影法指導講師ならびに指導員の資格移行措置、ならびに平成22年度以降の同指導講師ならびに指導員選出の中止案についての審議も同時にお願ひしたいと述べた。続いて審議に入り、出席理事26票、議決権行使書31票の賛成が得られ本案は可決された。以下にその内容を記す。

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 胃がんX線検診技術部門B 検定資格試験案

5.1 実施要綱

実施告示 毎年2月

試験日時 毎年9月 日曜日 10:00 から15:00

会場 全国7会場

受験資格 医師あるいは診療放射線技師あるいは診療エックス線技師

内容 1) 講習会(仮称：技術部門B 検定資格取得講習会) 講習内容

- ・ 検診ならびに胃がん検診の統計に関する事柄
- ・ X線被曝に関する事柄
- ・ 撮影装置に関する事柄
- ・ X線読影診断に関する事柄

2) 筆記試験(全50問)

出題内容

- ・ NPO 精管構 新しい胃がんX線検診基準撮影法
- ・ 撮影装置・接遇・読影に関する基本的な事柄

3) 技能検定撮影フィルムの画像評価

受験料 5,000円

合格証書申請料 10,000 円

合格基準 以下の3 要件を全て満足する者

- 1) 検定資格試験当日の講習会を受講した者
- 2) 筆記試験の合格基準を満たす者
- 3) 技能検定の合格基準を満たす者

合格通知 毎年10 月に受検者本人宛に合否通知を発送する。

合格者には技術部門B 検定資格の取得を証明する証書を同封する。

5.2 移行措置

本検定試験を実施するには、全国各支部に講義を担当する講師、画像評価を担当する試験官、試験問題作成担当者を専任する必要がある。

それには、該当者に対する検定資格の移行措置が必要となる。そこで、平成21年度に選出された基準撮影法指導講師*2ならびに基準撮影法指導員*3には、技術部門B 検定試験の受験の有無を問わず、技術部門B 検定資格取得者とみなすこととする。なお、第1 回胃がんX線検診技術部門A 検定資格試験が開催された年度には技術部門A 検定資格取得者とみなした手続きを行う。

ただし、合格証書の発行を希望する者については合格証書申請料を徴収する。この措置を保証する為に、各指導員が撮影したX 線写真の評価を組み入れた【技術部門B・A 資格の講習会と模擬検定試験】を平成22 年度中に実施する。

さらにA・B 検定体制の構築には、より上位の資格を有する者による教育指導(講習)が必要となる。

そこで、技術部門B・A 資格の講習会と模擬検定試験を実施する時点における理事長、副理事長、および6 つの下部組織委員会の委員長と副委員長、各支部医師代表および技師代表は、技術・読影部門S 検定資格取得者とみなし、講師および検定事業の管理者とする。なお、検定資格取得手続きや合格証書の発行の方法については、基準撮影法指導講師・指導員と同様に取り扱う。この移行措置に伴い、平成22 年度以降の基準撮影法指導講師・指導員選出は中止*4 するが、基準撮影法指導員の人員補充を希望する支部(医師・技師代表)は、所定の手続きに従って該当者を選出し、平成22 年3 月までに運営委員会の承認を得ることとする。また、基準撮影法指導講師の人員補充についてはX 線検診精度管理・評価委員会が必要と認めた場合に限り少数名を追加選出する。

5.3 運営

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構(以下、NPO 精管構)を運営主体とする。なお、本検定実施に関わる実務は、以下の下部組織委員会が所管する。

X線精度管理・評価委員会所管業務筆記試験の実施計画・準備・問題作成

*2 X線検診精度管理・評価委員会所属

*3 各支部所属

*4 現任の指導講師ならびに指導員は平成26 年3 月末日で任期を終了するとともに、両任命規程は所定の手続きに従い廃止する。

画像評価の実施計画・準備・書式作成

評価基準・合格基準の調整

教育・研修委員会所管業務

(仮称：技術部門B 検定資格取得講習会)の実施計画・準備

講習会用のテキスト作成

講習会講師の調整
支部運営委員会所管業務
筆記試験の実施
画像評価の実施
検定(合否判定)実施*5

5.4 財務

1. 本検定資格試験の運営にかかる費用は、財務委員会が調整する書式に従って管理する。
2. 各下部組織委員会は、平成22年2月末日までに所管実務の達成に要する予算申請書を財務委員会に提出する。
3. 財務委員会は、各下部組織委員会から提出された予算案をまとめ、平成22年度第1回理事会(3-4月)に申請し承認を得る。
4. 財務委員会は、理事会の承認結果に従って各委員会に経費を配分する。
5. 各下部組織委員会は、所管実務に要した経費の決算報告書を平成22年11月末日までに財務委員会に提出する。

5.5 (仮称) 技術部門B 検定資格取得講習会

講習会・研修会の開催に関する規程(案)に従って、本講習会を以下の要領で実施する。

開催形式 単独開催

規 模 a) 全国の受講者

対 象 b) 医師および放射線技師

運営主体 教育・研修委員会

開催申請 教育・研修委員会が講習会に関する開催申請書を作成し、運営委員会の承認を得る

講 師 支部運営委員会と教育研修委員会で担当者を調整し、講師依頼状は教育研修委員会
が教育研修委員長名で発行する。

*5 支部運営委員会の統括により全国各支部が検定ならびに合否判定を実施する。

5.6 技能検定

5.6.1 基本方針

胃がんX線検診の精度向上を図るには、基本的な撮影技術を習得するとともに、さらなるレベルアップを図る必要がある。

これまで、本邦のX線検診従事者が共有する撮影法の概念や技能判定基準がなく、技術レベルを公正に評価することが出来なかった。

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構は、応用ないしは高度な撮影手技と区別し、精度管理の基盤となる基本的な撮影技術として基準撮影法を公表した。技術部門B 検定資格試験の技能検定では、基準撮影法の基本理念をもとに、実際に受検者が撮影したフィルムについて視覚的評価を行うこととする。

また、本検定を実施することで、技術レベルの総合的な評価・管理体制を整備し、基準撮影法の正しい理解にもとづく普及、ならびに応用ないしは高度な撮影手技の指導指針を明確にする。

5.6.2 技術部門B 検定試験のコンセプト

技能検定を担当する試験官が共通の概念で画像評価を実施し、事後の指導方針に混乱を生じないように、本検定試験の実施コンセプトを以下のように定める。

- 1) 撮影技術レベルの把握

- 2) 基準撮影法の理解と普及
- 3) 指導指針の明確化

5.6.3 技能検定試験の方式

技能検定の方式と判定基準に精通した3名の試験官が、受検者が提出したX線フィルム1シリーズを【胃がんX線検診技術部門B 検定資格試験技能評価個票（技術部門B 検定チェックシート）】を用い、判定基準に従って評価する。

■ 提出フィルム要件

1. 受検者が過去3ヶ月以内に撮影し、現像ないしはプリントアウトしたX線フィルム1シリーズ(1名分)。
2. デジタルラジオグラフィ(DR)の場合は、17014インチフィルムに4画像、ないしはB4サイズフィルムに2画像をプリントしたものとす。プリントアウトが出来ない施設に勤務する受検者などが、メディアによる提出を希望した場合は、観察機の設定により、受検者が意図しない画像が評価・判定される可能性があることから、プリントアウトしたものを提出するよう告示する。ただし、やむを得ずメディア提出となる場合には、検定試験の1ヶ月前までに(仮称)各支部検定試験事務局の了承を得る。

■ 提出フィルム受付と返却

1. 検定試験の当日に、技能検定申請書、実施状況調査票、勤務施設のX線フィルム提出許可書、および検定対象となるX線フィルムを受け付ける。
2. 技能検定が終了した後に、技能検定申請書の各支部検定試験事務局(控)と受検者(控)を照合し、X線フィルムを返却する(当日返却)。

■ 技能評価個票と評価指標

本来ならば、撮影手順だけではなく、使用器材や造影剤の種類、被験者に対する接遇、安全対策等の評価を目的に、実際に被写体を撮影しているところを評価する方法が望ましい(実技検定)。しかし、実地検定を達成するには、検定施設、撮影装置、被験者、費用、時間などの諸問題を解決する必要があり、現体制での早急な実施は困難である。

そこで、本技能検定では、検査の成果として得られるX線フィルムを検定の対象とし、1)全画像の印象、2)撮影手順、2)個別の撮影体位(像)の3つの視点で評価し判定することにする。

ただし、良質ないしは良質に近い画質(像)を提出しようとする受験者が多いと予測されることから、実地検定を行った場合の結果よりも好成績となるであろう。そこで、真の撮影技術レベルを把握し、精度向上に向けた指導指針を明確にする目的からも、試験官には公正かつ厳格に評価判定する姿勢が求められる。

1. 全画像の初期評価

全画像の画質を総合的に、3段階で評価する。

2. 撮影手順の評価

全画像の撮影順序を2段階、全画像(全撮影体位)の体位角度を3段階で評価する。

3. 個別の撮影体位(像)評価

4体位の二重造影像について、写真濃度(コントラストを含む)、鮮鋭度、造影効果、空気量の4指標を5段階で評価する。

■ 判定基準と合格基準

3名の試験官が判定した結果を判定基準配点表に従って読み替える。全項目を単純加算し、総点数の6割以上を取得した者を、技能検定合格とする。ただし、B検定資格取得に

は、これとは別に、検定資格試験当日の講習会を受講し、筆記試験にも合格する必要がある*6。

5 第5号議案：胃がんX線検診技術部門B 検定資格試験案験実施案

支部運営委員会および運営委員会からの提案として木村俊雄副委員長が説明した。

当法人は日本消化器がん検診学会との申し合わせに基づいて平成23年度より撮影技術、平成24年度より読影技術に関する検定試験を実施する予定であると述べた。その際、全国一斉に円滑かつ公正な検定試験を実施するには、各支部事務局や検定試験会場の設置、検定要員、開催費用をはじめ、検定試験の方法や合否判定方式などについて問題点を洗い出し、解決を図りながら着実に準備する必要があることを説明した。そこで、検定資格の授与手続きに公正を期すとともに、当法人の基本方針を明確に示すことを目的として、平成22年度に前述の技術部門B 検定資格試験の実施要綱に沿って、全国7支部で胃がんX線検診技術部門講習会・模擬検定試験を実施することを提案し、審議を依頼した。実施案を表7に示す。

高橋伸之理事より、22年度模擬検定試験および23年度技術部門B 検定試験を実施するに当たり、各支部の人的、費用的負担が相当なものとなると予測される点について質問があった。これに対し木村副委員長は、試験実施に関する諸問題に関しては日本消化器がん検診学会を含めて今後検討していく予定であると回答した。

また、平成22年度模擬検定試験を実施することで様々な問題点を抽出・解決することで平成23年度技術部門B 検定試験を円滑に実施したいと考えていると述べた。

*6 5.1 実施要綱 合格基準を参照

表7 平成22年度胃がんX線検診技術部門講習会・模擬検定試験実施案

実施目的	1) 胃がんX線検診の精度向上に関する方針の明確化 2) 基準撮影法指導講師・指導員選出事業の中止に伴う教育・指導体制の再構築 3) 各下部組織委員会ならびに各支部の連携強化	
担当委員会	X線検診精度管理・評価委員会 支部運営委員会 講習会用テキスト作成と講師専任	教育・研修委員会 筆記試験・技能評価内容と書式準備 筆記試験・画像評価・合否判定
実施要員	理事長，副理事長，下部組織委員会の委員長・副委員長各支部医師・技師代表，基準撮影法指導講師	
実施形式	原則として全国7地区 同時開催	
実施内容	平成23年度技術部門B 検定資格試験の実施(案) に従う	
受験資格	平成21年度基準撮影法指導員資格取得者	
受験料	3,000円	

続いて審議に入り、出席理事26票、議決権行使書31票の賛成が得られ本案は可決された。

第Ⅱ部

報告案件

つづいて各委員会からの報告が行われた。

7 全国7 支部事務局設置のお願い

全国7 支部別の事務局設置について、支部運営委員会から依頼があった（木村俊雄副委員長）。個人検定事業では、申請書類や合否判定書類などの管理や郵送業務が必要となることから、支部事務局を設置する点について検討をお願いしたいとした。また、既に各支部の事務局ないしは事務局に準ずるような施設ないしは居室を用意されている場合は、至急支部運営委員会に連絡頂きたいと述べた。

8 胃X線精度管理研究会学術集会 今後の開催予定

細井議長より、次回第13 回学術集会は、松川正明昭和大学附属豊洲病院院長が当番世話人となり、平成22年4 月17 日に昭和大学病院（東京都品川区旗の台1-5-8）で開催され、翌18 日には第12 回講習会が東京都多摩がん検診センターで開催されるとの報告があった。